

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人三宅信幸の上告趣意のうち、憲法三六条違反をいう点は、道路交通法一一八条一項一号の規定をもつて、憲法三六条にいわゆる残虐な刑罰を定めたものといえないことは、当裁判所の判例（昭和二二年（れ）第三二三号同二三年六月二三日大法廷判決・刑集二巻七号七七七頁）の趣旨に徴し、明らかであるから、所論は理由がなく、その余は、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、刑訴法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和六〇年三月七日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	角	田	禮	次 郎
裁判官	谷	口	正	孝
裁判官	和	田	誠	一
裁判官	矢	口	洪	一
裁判官	高	島	益	郎